

韓国における 国民の刑事司法参加

国際室囑託・東京弁護士会会員

北村 聡子 ● Kitamura, Satoko

1 はじめに

日弁連と大韓弁護士協会(以下「大韓弁協」という)は、1987年以降、隔年相互を訪問する形式で、定期交流会を毎年開催し、充実した相互交流を図ってきた。今年は2008年9月20日に日弁連のクレオにて第22回定期交流会が開催された。

定期交流会では、双方の弁護士会会長の挨拶、記念品贈呈、双方の弁護士会事務総長からの会務報告の後、「市民の刑事裁判への参加」をテーマとして、意見交換会が行われた。

日本では2009年5月の裁判員制度スタートを目前に控えているが、お隣の韓国では2008年1月1日から、国民が陪審員として刑事裁判に参加する「国民参与裁判制度」がスタートしたばかり。その韓国で、当該制度がどのように運用され、国民の反応はいかなるものか、実際に刑事裁判にどのような影響が及ぼされているかといった点は、言うまでもなく日弁連にとって重大な関心事であった。

そこで本稿では、韓国の国民参与裁判制度について、定期交流会における意見交換会を通じて得られた情報を交えつつご紹介したい。

2 韓国の国民参与裁判制度の概要

(1)対象事件

対象事件は、殺人・強盗・強姦などの重大犯罪と収賄罪、合議部の管轄事件のうち大法院規則が定める事件である。

ここでの日本の裁判員制度との大きな違いは、仮に対象事件に該当しても、被告人が国民参与裁判を望まない場合、または、裁判所が適当ではないと判断して排除決定を下した場合には、国民参与裁判は開かれられないという点である。

(2)管轄、国選弁護

第一審手続に限られ、かつ、必要的国選弁護事

件とされている。

(3)陪審員の選定手続

20歳以上の国民住民登録資料から作成された名簿から無作為抽出により選定される。

(4)公判準備手続

被告人が国民参与裁判を希望した場合、必要的に公判準備手続(証拠と主張の整理、審理計画の立案のための非公開手続)に付されることとなる。陪審員は公判準備手続には参加しない。

(5)評議・評決および判決宣告

日本の裁判員制度との大きな違いは、裁判官が陪審員の評決に拘束されないという点である。

まず、陪審員は有罪無罪について評議し、全員の意見が一致すればそれにより評決する。一致しないときは、裁判官の意見を聞いた上で多数決により評決を行う。有罪の場合、陪審員は裁判官と共に量刑について討議し、意見を述べることができる。

裁判官が陪審員の評決結果と異なる判決を言い渡す場合は、被告人に対してその理由を説明し、かつ判決書にそれを記載しなければならない。

3 韓国の国民参与裁判制度の運用状況

(1)2008年6月30日(施行から半年)現在、114件(月平均19件)を受け付け、うち23件で判決が言い渡されている。判決言い渡しまで進んだ事件のうち、自白事件が65.2%、否認事件は34.8%で、量刑審理が争点になった事件が多いとのことである。

(2)ほとんどの事件で評決と判決は一致した。ただし、最近になって、2件の強盗傷害事件で、陪審員が無罪評決だったのに対して裁判官が有罪判決を下し、話題になったとのこと。

(3)対象事件が重大事件であることもあり、控訴率は高く、91.3%(うち被告人控訴が39.1%、検察官控訴が27.3%、双方控訴が65.8%)である。2008年7月9日現在、6件の控訴審判決が言い渡されているが、うち4件が控訴棄却。残る2件は破棄自判で、1件では第一審と同様の刑が言い渡され、もう1件は一審の無罪判決が覆されて有罪となった。

このことから、制度の存在意義自体を疑問視する声も聞かれている。

(4) その一方で陪審員の満足度は極めて高い。陪審員に対するアンケート調査によると、公判手続が「不満足だった」と答えた人は1%に過ぎず、残り99%は「満足」(79.8%)または「普通」(19.2%)と回答している。また、評議手続については100%が「満足」(75.9%)または「普通」(24.1%)と回答している。84%の陪審員が「裁判のすべてまたは大半を理解した」と回答し、裁判や評議で意見を「十分に述べた」との回答が88.8%、「ほとんど述べられなかった」との回答は0.4%に過ぎなかった。

(5) 一方、陪審員にとっての不満内容としては、長時間拘束されること(46%)、法律用語の難しさ(24%)、証拠の理解の難しさ(13%)、報復等の心配(9%)、収入減少その他職場での不利益(8%)などが挙げられている。

(6) 国民参与裁判制度については、施行後にその効果を分析し、見直しをするための「国民参与委員会」の設置が法律上義務づけられており、現在も、より良い制度の構築に向けて分析と議論が行われているとのことである。

4 韓国の現場から

(1) 制度の利用率が予想以下であることについて

大韓弁協法制理事の権五昶氏によると、制度施行前は、国民参与裁判制度による判決は1年に100件に及ぶことが予想され、法曹界にとっては過度の負担になると言われていた。しかし実際にふたを開けてみると、半年で22件と予想を大きく下回っている。

そのため弁護士会に対しては「弁護士会が実現しろと言うからスタートしたのに、実際、被告人が選択しないではないか。」といった声も聞かれるそうである。そこで、「被告人に対して、制度を利用するか否かについて弁護人はどのようにアドバイスしているのか?」との日弁連からの質問に対して、「施行から1年に満たないので有効な分析は困難だが、今のところ韓国の弁護士の間では、有罪無罪

については職業裁判官と陪審員とで大きな違いはない一方、量刑については陪審員の方がやや重いのではないかと分析されているようだ。」とのことだった。

また、被告人が国民参与裁判制度を希望しても、裁判所による排除命令が下される場合があり、実際に韓国では、2008年8月末現在で40件が排除命令により国民参与裁判に付されなかったそうである。排除の要件は、①陪審員の安全を脅かす場合、②共犯者の一部だけが希望している場合、または③裁判所が適切でないと認める場合と規定されており、特に③については文言が漠然としている。現状では、被告人が精神異常の場合、被害者が未成年の性犯罪事件、証人や被告人の数が多いため長期の審理が予測される事件、マスコミ報道により適切な判断が困難と思われる事件などが、③の要件で排除されているようである。日弁連からは、「排除件数が比較的多いことについて、大韓弁協として意見を述べたことは。」との質問が出たが、「まだ制度がスタートして日が浅く、被告人にとって国民参与裁判を利用することが有利か不利かの判断ができない現状では、公式見解は述べられない。」とのことであった。

(2) 国民の参加意欲、陪審員の満足度について

次に、国民の参加意欲についても日弁連側から質問が寄せられた。

日本では制度自体への不信感、参加意欲の低さがもたらば問題視されているが、韓国では事情は相当に異なるようである。

そもそも韓国では、施行前の世論調査において、国民の80%以上が制度について肯定的な意見を表明し、参加意欲も高かったとのことである。また施行後の陪審員の参加率も、送達不能者を除く出席義務者の出席率は50%を超えており、これも高いと言えるし、また実際に陪審員を経験した人たちの満足度も前記のとおりに極めて高い。

このように韓国の場合、国民参加という点では成功を収めていると言え、我々も韓国から学ぶべき点を今後さらに研究していく必要があるようだ。